

令和5年度 国民健康保険税 納税通知書について

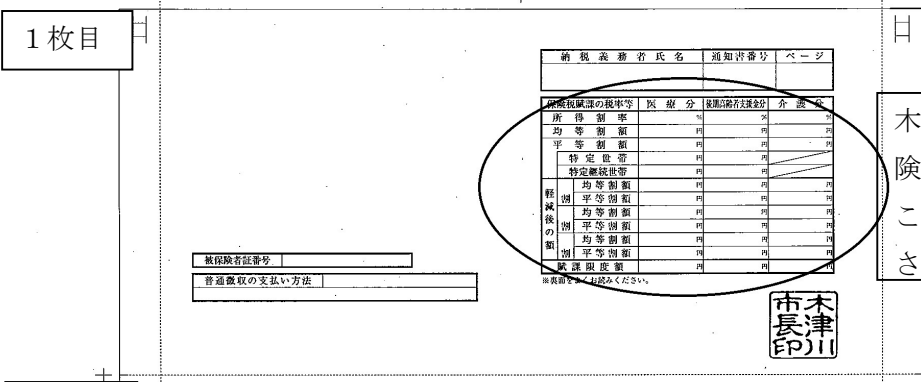
賦課の根拠

地方税法及び木津川市国民健康保険税条例

※一般的な例のひとつとして、65歳以上の年金受給者2人世帯をA世帯として解説
しています。

1枚目

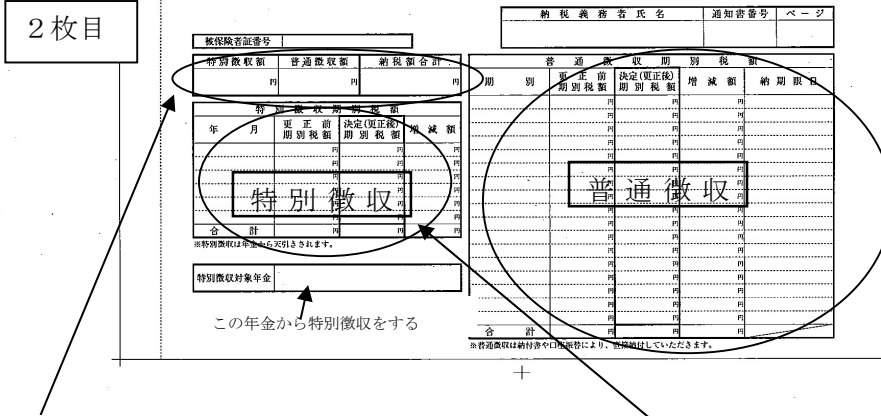
日



木津川市国民健康保険税の税率です。
この税率を基に算定されます。

2枚目

日



普通徴収期別税額
と納期限
※それぞれの期別の
納税額と納期限が記
載されています。

納税額合計＝年間保険税額 (A世帯 **257,300円**)
国民健康保険税の納付方法は、特別徴収 (年金から天引き)
と普通徴収 (口座振替又は納付書納付) の2通りの納付方法
があります。

年金支給月と特別徴
収期別税額が記載さ
れています。

3枚目

被保険者証番号		(単位:円)		納税義務者氏名		通知番号		ページ		
適用期間	基準総所得額	人数	① 算定の基礎 所得割額	② 均等割額	③ 平等割額	④ 経減額 割合 均等割額 平等割額		⑤ 賦課合計額 ①+②+③-④	⑥ 限度超過額	⑦ 月割額 ⑤÷3×月数+⑥
医療分	国民健康保険 の加入 期間									
後期高齢者支援金分										
介護分										
前年の総所得金額等 (特別控除後譲渡所得金額含む) - 43万円 × 2人						⑧ 減免額	⑨ 差引納税額 ⑦-⑧	納税額合計		
医療分						円	円	円		
後期高齢者支援金分						円	円	円		
介護分						円	円	円		

年間保険税額＝

$$(医療分①+②+③)+(後期高齢者支援金分①+②+③)+(介護分①+②+③)$$

介護分は該当世帯のみ：介護保険法による2号被保険者（40歳以上65歳未満の者）

※被保険者全員が65歳以上の世帯は、介護分非該当世帯

算定の基礎

①所得割額（世帯の加入者の所得に応じて計算）

$$= \{前年の総所得金額等（特別控除後譲渡所得金額含む） - 43万円 \times 人数\} \times 割合$$

※医療分 8.00% 後期高齢者支援金分 2.20% 介護分 2.40%

※1枚目 保険税賦課の税率等より

A世帯

令和4年中の総所得金額等 2,456,002円（＝世帯主 1,215,585円＋世帯員 1,240,417円）

医療分 : (1,215,585円 - 43万円) × 8.00% = 62,847円①

(1,240,417円 - 43万円) × 8.00% = 64,833円②

①+② = 127,680円 ㉑

後期高齢者支援金分 : (1,215,585円 - 43万円) × 2.20% = 17,283円①

(1,240,417円 - 43万円) × 2.20% = 17,829円②

①+② = 35,112円 ㉒

②均等割額（世帯の加入者数に応じて計算）

=被保険者数×1人当たりの金額

※医療分26,000円 後期高齢者支援金分7,800円 介護分9,400円

※1枚目 保険税賦課の税率等より

A世帯

2人×医療分26,000円=52,000円 ①

2人×後期高齢者支援金分7,800円=15,600円 ②

③平等割額（1世帯にいくらと計算）

=1世帯当たりの金額

※医療分21,000円 後期高齢者支援金分6,000円 介護分5,200円

※1枚目 保険税賦課の税率等より

A世帯

医療分21,000円 ③

後期高齢者支援金分6,000円 ④

④軽減額

低所得世帯の減額措置（申請不要） 令和5年度

- (1) 総所得金額等が430,000円+{100,000円×(給与所得者等の数-1)}以下の世帯（均等割額、平等割額が**7割**減額）
- (2) 総所得金額等が290,000円×(被保険者数+特定同一世帯所属者)+430,000円+{100,000円×(給与所得者等の数-1)}以下の世帯（均等割額、平等割額が**5割**減額）
- (3) 総所得金額等が535,000円×(被保険者数+特定同一世帯所属者)+430,000円+{100,000円×(給与所得者等の数-1)}以下の世帯（均等割額、平等割額が**2割**減額）

※未就学児に係る均等割額を2分の1に軽減

7割・5割・2割の軽減該当世帯の未就学児に係る均等割額は、7割・5割・2割の軽減適用後、さらに2分の1になります。

A世帯については、総所得金額等2,456,002円-※15万円(年金所得より控除)×2が上記(1)から(3)の軽減基準所得を超えているため、軽減世帯には該当しません。

※15万円(年金所得より控除)=年金所得は、軽減判定時のみ15万円を控除した金額で判定します。ただし1月1日現在65歳以上の被保険者のみに限ります。

⑤賦課合計額 ①+②+③-④

医療分 a+b+c

$$127,680 \text{ 円} + 52,000 \text{ 円} + 21,000 \text{ 円} = \underline{200,680 \text{ 円}}$$

後期高齢者支援金分 d+e+f

$$35,112 \text{ 円} + 15,600 \text{ 円} + 6,000 \text{ 円} = \underline{56,712 \text{ 円}}$$

⑥限度額超過額

賦課限度額	医療分	650,000 円	後期高齢者支援金分	220,000 円
	介護分	170,000 円		

※1枚目保険税賦課の税率等より

A世帯は、上記の賦課限度額を超えていません。

$$\text{医療分 } 200,680 \text{ 円} < 650,000 \text{ 円}$$

$$\text{後期高齢者支援金分 } 56,712 \text{ 円} < 220,000 \text{ 円} \quad \Rightarrow \quad \text{限度額超過額} = 0 \text{ 円}$$

⑦月割額 加入月数によって、今年度の課税金額を算定

$$(\text{⑤}-\text{⑥}) \times \text{月数} \div 12 \text{ か月}$$

A世帯

$$\text{医療分 } (200,680 \text{ 円} - 0 \text{ 円}) \times 12 \text{ 月} \div 12 \text{ か月} = \underline{200,680 \text{ 円}}$$

$$\text{後期高齢者支援金分 } (56,712 \text{ 円} - 0 \text{ 円}) \times 12 \text{ 月} \div 12 \text{ か月} = \underline{56,712 \text{ 円}}$$

⑧減免額 木津川市国民健康保険税減免規則で定める減免

A世帯は、木津川市国民健康保険税減免規則で定める減免に該当しません。

⑨差引納税額 ⑦-⑧ 実際に納めていただく金額

A世帯

$$\text{医療分 } 200,680 \text{ 円} - 0 \text{ 円} = \underline{200,600 \text{ 円}} \quad (\text{百円未満切捨て})$$

$$\text{後期高齢者支援金分 } 56,712 \text{ 円} - 0 \text{ 円} = \underline{56,700 \text{ 円}} \quad (\text{百円未満切捨て})$$

$$\text{納税額合計 } \underline{200,600 + 56,700 \text{ 円} = 257,300 \text{ 円}}$$

4枚目

※被保険者ごとの算定額を記載

上段) 前年の総所得額
下段) 基準総所得額 = 総所得額 - 43万

被保険者の資格情報

被保険者証番号		納税義務者氏名													通知書番号	ページ			
氏名	性別・生年月日	各月資格状況												用	総所得額	所得割額	均等割額	月割後合計額	更正・決定理由
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	数	基準総所得額	均等割額			
資格																			
介護																			
資格																			
介護																			
資格																			
介護																			
資格																			
介護																			
資格																			
介護																			
資格																			
介護																			
資格																			
介護																			
資格																			
介護																			
資格																			
介護																			

所得割額 + 均等割額
※被保険者ごとの算定額にて
平等割の税額を除いて表示

世帯主
 総所得額 = 1,215,585 円
 基準総所得額 = 総所得額 - 43万円
 = 785,585 円

世帯員
 総所得額 = 1,240,417 円
 基準総所得額 = 総所得額 - 43万円
 = 810,417 円

所得割額 = 基準総所得額に所得割の税率を掛ける
 3枚目①
 均等割額 = 医療分 + 後期高齢者支援金分 + 介護分
 3枚目②

A世帯の総所得金額等 2,456,002 円